令和8年11月11日

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長　　小太刀　顧報

北海道補給処足寄弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1　本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

2　本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3　件名リスト

一連番号	件　　名	納入(履行) 場所	納　期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備　考
33	産業廃棄物処理　ほか１件	契約相手方の指名する場所	9.3.31	8.11.11	8.11.19　2400	8.11.20　1000	全省庁統一資格は問わない	仕様書・調達要領指定書・見積書
34	産業廃棄物処理　ほか１件	契約相手方の指名する場所	8.12.1～9.3.31	8.11.11	8.11.19　2400	8.11.20　1000	全省庁統一資格は問わない	仕様書・調達要領指定書・見積書

提出書類について：見積書及び産業廃棄物処理の許可証を提出してください。

4　仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒０８９－３７２５
北海道足寄郡足寄町平和１７３番地
陸上自衛隊足寄分屯地　足寄弾薬支処会計科　担当：鎌塚
TEL：０１５６－２５－５８１１（内線）３４７　**（自動音声の場合内線３４７＃を押してください。）**
FAX：０１５６－２５－５８１１（内線）３４８
※ＦＡＸ送信の方は０１５６－２５－５８１１をダイヤルし、ポーズを１０回入力し、接続先ＦＡＸ番号３４８を入力しておかけ下さい。
その他のお問い合わせは、２１１を押すか、そのまましばらくお待ちください。ＦＡＸが繋がらない場合はメールでも可能です。
メールで送信の際は、電話にて受信の確認をしてください。

fin-asyoro-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

調達要求番号：６３７９１ＡＥ２００６

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
産業廃棄物処理		２０２６Ｅ－２９	
		防衛大臣承認	令和　　年　　月　　日
		作　　成	令和　８年１１月　９日
		変　　更	令和　　年　　月　　日
		作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，足寄弾薬支処において実施する産業廃棄物処理（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3　種類

種類は，**表１**による。

表１－種類

産業廃棄物の種類		具体例・説明
産業廃棄物	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他焼却残さ
	汚泥	ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等
	廃アルカリ	写真現象廃液、廃ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液等
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラス・コンクリート 陶器くず	ガラス類、コンクリートブロックくず、レンガくず等
	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰等
	がれき類	コンクリート、スファルト破片その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
	紙くず	建設・パルプ製造・製紙業等から生ずる紙くず
	木くず	建設・パルプ製造・輸入木材卸売業等から生ずる木材片等
	繊維くず	建設業・繊維工業から生ずる木綿くず等
	動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等

表１－種類（続き）

産業廃棄物	動物系固形不要物		処分した獣畜等に係る固形状の不要物
	動物のふん尿		畜産農業から排出される家畜等のふん尿
	動物の死体		畜産農業から排出される家畜等の死体
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類，灯油類，軽油類
	廃酸		ＰＨ2.0 以下の酸性廃液
	廃アルカリ		ＰＨ12.5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物		病院，診療所などにおいて生じた感染性産業廃棄物（感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）であって汚泥，廃油，廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず及び陶器くず。
	特定有害産業廃棄物	廃ＰＣＢ等	廃ＰＣＢ、ＰＣＢ含有廃液
		ＰＣＢ汚染物	ＰＣＢが塗布または染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず又は、ＰＣＢが付着又は封入された廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、がれき類
		ＰＣＢ処理物	廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物の処理物で、ＰＣＢが基準不適合のもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設、輸入された事業活動等により生じた石綿に係る廃棄物
		廃棄物処理法施行令別表第３に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で指定されるもの	
	輸入廃棄物		廃棄物処理法施行令第２条の４第９～１１号において指定されるもの
注記　細部については廃棄物処理法施行令第２条の４参照			

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b)　法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，”法”という。）

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

処分する廃棄物の種類・処分数量・希望搬入時期・時間帯などの一般的要求事項は，調達要領指定書によって指定する。尚、処分数量は予定数量とする。

2.2　処理の区分

処理の区分は処分のみとし、廃棄物の運搬は発注者が実施する。

2.3　処理基準

処理基準は次によるほか，受注者は法及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

a)　産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は，法第１２条で定める産業廃棄物処理基準による。

b)　特別管理産業廃棄物の処理は，法第１２条の２で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.4　産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，管理票という。）の処置は，法第１２条の３で定めるところによる。

3　品質保証

検査は，発注者が定める検査実施要領によるほか，受注者は本役務終了後、検査官に管理票Ｅ票を提出し，役務完了の確認を受けるものとする。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，管理票（Ｂ２・Ｄ・Ｅ票）とし，産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後，速やかに検査官へ提出するものとする。

4.2　仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は，検査官の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	６３７９１ＡＥ２００６
	調達要求年月日	令和　８年１１月　９日
	作成部課	足寄弾薬支処総務科営繕班
	作成年月日	令和　８年１１月　９日
	仕様書番号	２０２６Ｅ－２９

指　定　事　項

1　産業廃棄物の種類・数量及び性状

廃棄物の種類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず 金属くず、廃プラスチック類	
産業廃棄物の性状	蛍光灯管	水銀灯
処分数量	５０ｋｇ未満	２０ｋｇ未満
荷姿	ダンボール梱包	ダンボール梱包
その他		

2　搬入時期および時間帯

契約締結後、別途調整とする。

見　　積　　書

件名リスト一連番号	33

見積金額￥

（消費税及び地方税を含まない。）

品　　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額
産業廃棄物処理	仕様書のとおり（蛍光灯）	ST	1		
産業廃棄物処理	仕様書のとおり（水銀灯）	ST	1		
	以下余白				

納 入（履 行） 場　所	契約相手方の指名する場所	納　期 （履行期限）	9.3.31
契 約 保 証 金	（免　除）	入札（見積）書有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長　　小　太　刀　　顧　報　　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名

（注）押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。

調達要求番号：６３７９１ＣＥ２００５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
産業廃棄物処理		２０２６Ｅ－３０	
		防衛大臣承認	令　和　　年　　月　　日
		作　　成	令和８年１１月９日
		変　　更	令　和　　年　　月　　日
		作成部隊等	足寄弾薬支処総務科営繕班

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，足寄弾薬支処において実施する産業廃棄物処理（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3　種類

種類は，**表１**による。

表１－種類

産業廃棄物の種類		具体例・説明
産業廃棄物	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他焼却残さ
	汚泥	ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥等
	廃油	鉱物性油、動植物油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液等
	廃アルカリ	写真現象廃液、廃ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液等
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラス・コンクリート・陶器くず	ガラス類、コンクリートブロックくず、レンガくず等
	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰等
	がれき類	コンクリート、スファルト破片その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
	紙くず	建設・パルプ製造・製紙業等から生ずる紙くず
	木くず	建設・パルプ製造・輸入木材卸売業等から生ずる木材片等
	繊維くず	建設業・繊維工業から生ずる木綿くず等
	動植物性残さ	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等

表１－種類（続き）

産業廃棄物	動物系固形不要物		処分した獣畜等に係る固形状の不要物
	動物のふん尿		畜産農業から排出される家畜等のふん尿
	動物の死体		畜産農業から排出される家畜等の死体
	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類，灯油類，軽油類
	廃酸		ＰＨ2.0 以下の酸性廃液
	廃アルカリ		ＰＨ12.5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物		病院，診療所などにおいて生じた感染性産業廃棄物（感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）であって汚泥，廃油，廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず及び陶器くず。
	特定有害産業廃棄物	廃ＰＣＢ等	廃ＰＣＢ、ＰＣＢ含有廃液
		ＰＣＢ汚染物	ＰＣＢが塗布または染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず又は、ＰＣＢが付着又は封入された廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、がれき類
		ＰＣＢ処理物	廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物の処理物で、ＰＣＢが基準不適合のもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設、輸入された事業活動等により生じた石綿に係る廃棄物
		廃棄物処理法施行令別表第３に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で指定されるもの	
	輸入廃棄物		廃棄物処理法施行令第２条の４第９～１１号において指定されるもの
注記　細部については廃棄物処理法施行令第２条の４参照			

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

b)　法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，”法”という。）

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

処分する廃棄物の種類・処分数量・希望搬入時期・時間帯などの一般的要求事項は，調達要領指定書によって指定する。尚、処分数量は予定数量とする。

2.2　処理の区分

処理の区分は処分のみとし、廃棄物の運搬は発注者が実施する。

2.3　処理基準

処理基準は次によるほか，受注者は法及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

a)　産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は，法第１２条で定める産業廃棄物処理基準による。

b)　特別管理産業廃棄物の処理は，法第１２条の２で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.4　産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，管理票という。）の処置は，法第１２条の３で定めるところによる。

3　品質保証

監督及び検査は，発注者が定める監督・検査実施要領によるほか，受注者は本役務終了後、監督官または検査官に管理票（Ｅ票）を提出し，役務完了の確認を受けるものとする。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，管理票（Ｂ２・Ｄ・Ｅ票）とし，産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後，速やかに検査官へ提出するものとする。

4.2　仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義を生じた場合は，検査官の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	６３７９１ＣＥ２００５
	調達要求年月日	令和８年１１月９日
	作成部課	足寄弾薬支処総務科営繕班
	作成年月日	令和８年１１月９日
	仕様書番号	２０２６Ｅ－３０

指　定　事　項

１　産業廃棄物の種類・数量及び性状

廃棄物の種類	産業廃棄物の性状	処分予定数量	荷　姿	その他
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ・廃油	廃塗料	100 kg	ドラム缶	
廃油	絶縁油	30 kg	ペール缶	PCB 未含有

２　搬入時期および時間帯

別途調整とする。

見　　積　　書

件名リスト一連番号	34

見積金額￥　　単価による

（消費税及び地方税を含まない。）

品　　名	規　格	単位	数量	単　価
産業廃棄物処理	仕様書のとおり（廃塗料）	KG	100.00	
産業廃棄物処理	仕様書のとおり（廃油）	KG	30.00	
	以下余白			

納 入（履 行） 場　所	契約相手方の指名する場所	納　期 （履行期限）	8.12.1～9.3.31
契 約 保 証 金	（免　除）	入札（見積）書有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処
会計科長　　小　太　刀　　顧　報　　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名

（注）押印を省略する場合には、担当者氏名及び連絡先を記入すること。